

# まちだ 市民と飼育動物(ペット)がよりよい関係で共生できる町田市をめざして



総理府が平成12年に実施した「動物愛護に関する世論調査」によると、犬や猫などの飼育動物(ペット)を飼育していると回答した人は約四割近くになっています。飼育している理由も、「気持ちやわらかから」「自分が動物好きだから」といった回答が、平成2年に実施した世論調査に比べて急増しているようです。

人の心をなごませ、いやしてくれるペットの飼育。そんなペットを最近では伴侶動物とかコンパニオンアニマルとか呼んでいます。

しかし、反面、ペットに関するトラブルも後を絶ちません。町田市にも市民からのご意見が月に数十件寄せられています。

ペットに関するトラブルの原因はペット自身ではなく、飼い主にあります。もし、あなたが、ペットの飼い主だったとして、あなたのマナーを守らない飼育によって、あなたの愛するペットが周りの人たちから憎まれるとしたら、あなたはどのように感じるでしょうか。

マナーを守った飼育は、市民とペットがよりよい関係で共生できる地域を作り出します。ぜひ、一緒に考えてみませんか。

問 環境保全課 ☎724・2711

## ペットの飼育基準が改定になりました

ペットの飼育において、飼い主を守るべきマナー、それを定めたものが「家庭動物等の飼育及び保管に関する基準」です。

環境省は、従来の「犬及びねこの飼育及び保管に関する基準」を改正する形で「家庭動物等の飼育及び保管に関する基準」を5月28日に告示しました。新基準のポイント

### 1、基準の対象範囲の拡大

従来、犬・猫を中心とした基準でしたが、ペットの多様化をふまえ、家庭で飼育される動物(ほ乳類・鳥類・は虫類)が対象となりました。

### 2、飼い主の基本的責務を重視しました

今回、強調されている飼い主の基本的な責務は次のとおりです。ペットを飼育する前に、そのペットを終生にわたって飼育できるかよく検討すること。

ペットには、札やペンダント等で所有者を明示するようにすること。

生まれてくる子どもを飼育できないような場合には不妊手術を行い、繁殖制限すること。

猫については室内飼育を行うよう努めること。

### 3、野生動物への圧迫等を防止する意味から、ペットの逃走・放し飼いを行わないこと

犬の放し飼いは、野生動物への圧迫防止でなくても、禁止されていることは言うまでもありません。それ以外の守るべき基準は次のとおりです。

公園・道路等公共の場所、他人の土地・建物を汚したり壊したりしないこと。

飼育場所を清潔に保って、周辺の生活環境を保全すること。

犬は放し飼いをしないこと。散歩等の場合でも、きちんと制御できるようにすること。

動物の種類・発育状況等に応じて、適切なエサやり・運動等を行うこと。



猫は室内で飼いましょう

## 市民の方から寄せられたご意見の一部を紹介します

緑地周辺の犬のふんの放置がひどい。緑地内部にふんを投げ入れる人もいる。注意をしても聞こうとしない。

(本町田)

公園で犬の放し飼いをしている人がいる。子どもが怖がって遊べないし、危険である。

(鶴川)

となりの人が庭の中で犬を放し飼いにしています。大きい犬なので、へいを乗り越えて来そうでとても恐怖感があります。

(地域不明)

のら猫にえさをあげている人がいる。のら猫が集まり、はいかいしている。ふんをされたり、植木を倒したりで大変迷惑している。

(成瀬)

マンションの住人が引っ越しの時、飼い猫を捨てていく。この猫たちが子どもを産むので、のら猫がどんどん増えていってしまっている。

(金森)



## 猫の室内飼育・不妊手術等による繁殖制限をすすめましょう

この告示を受けて、町田市としても、猫の飼育について3つの呼びかけをしたいと思います。

### 第1は猫の室内飼育です

従来から平均的な猫の生活イメージ

今回の基準は、動物愛護管理法第5条に規定される飼育者の責務と、適正な飼育の根拠となるべき基準として告示されたものです。罰則対象のものではありませんが、それだけに飼育者がこの基準に沿った飼育を守ることが求められます。

第2は不妊手術の実施です。子猫を飼える人はいいのです。

いじとして、外を自由に歩き回ること、好きな所でえさをもらう、といったものがありました。しかし、市街化が進んで来ている現在、そのような飼育方法はさまざまにトラブルが出てくるようになってきました。外で生活していれば、交通事故などトラブルに巻き込まれることが多くなります。また、なによりも、近隣の宅地に入り込むことによる迷惑行動も発生することになります。他の猫との交配によるノラ猫の発生もあります。少なくとも市街化された地域においては、室内飼育は、猫と人間がよりよい共生関係を築く上で必要な飼育方法であるといえます。

第3は名札を付けることです。これは、飼育者の責任を明示するために必要です。また、迷子になった場合も必要な事です。

猫をきちんと飼育するということは、あなたの大切な猫が人から愛されるということです。皆さんのご協力をお願いします。

発行します 広報誌 「ペットタウンMACHIDA」

環境保全課では、市民の皆さんと一緒にペットのことを考えていける場として、広報誌「ペットタウンMACHIDA」の発行を予定しています。

市からのお知らせや、犬・猫の飼育に関するお知らせ、ペットに関するのりものアドバイス、ペットについての掲示板などの構成とさせていただきます。

ぜひ一読ください。問 環境保全課 ☎724・2711